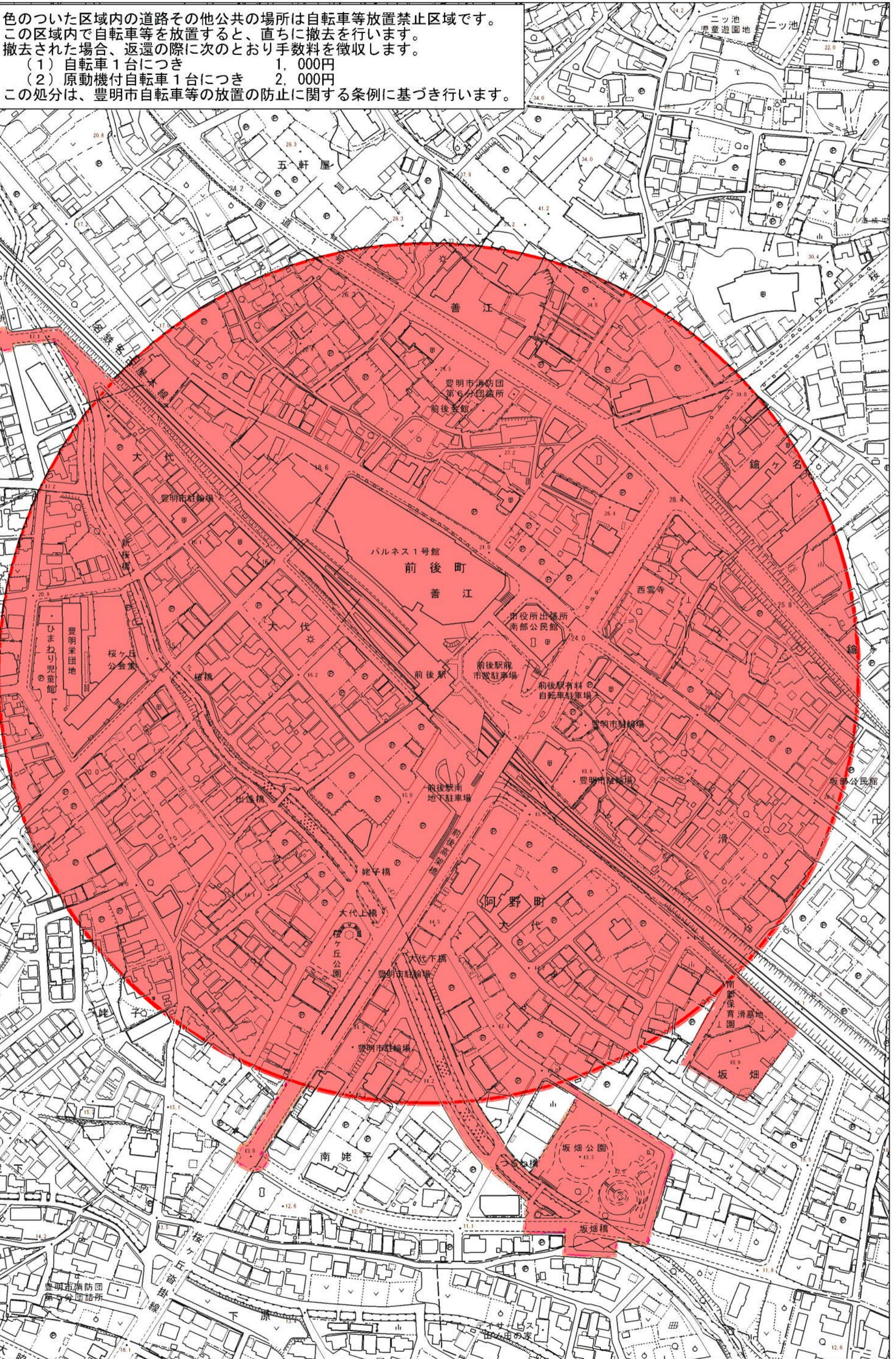


自転車等放置禁止区域（前後駅）

令和4年10月1日

色のついた区域内の道路その他公共の場所は自転車等放置禁止区域です。
この区域内で自転車等を放置すると、直ちに撤去を行います。
撤去された場合、返還の際に次のとおり手数料を徴収します。
(1) 自転車1台につき 1,000円
(2) 原動機付自転車1台につき 2,000円
この処分は、豊明市自転車等の放置の防止に関する条例に基づき行います。



お問い合わせ先
豊明市役所防災防犯対策課
電話 0562-92-8305 (直通)